

## マニフェスト選挙を起点とした計画の策定から4カ年の評価まで

### 内容

私は市長選挙において毎回マニフェストを掲げ、着実に実現してきた。マニフェストについては、1期目は40のうち38、2期目は33のうち32、3期目は48のうち47を、達成（もしくは推進）しており、これはマニフェスト全体の96.6%を占める。

着実な実現のカギは、マニフェストを総合計画等に反映させる仕組みを構築したことである。

私の市長就任時、市にはスタート間もない計画期間10年の総合計画があったが、当時の総合計画は、人口が増える前提で策定された総花的計画であり、私が進めようとしている市政の姿とは相容れない。市長が代われれば、当然、総合計画も変わるべきである。

私は、少子高齢化と人口減少が同時進行し、世界のどの国も未経験の超高齢社会が到来する我が国の状況に強い危機感を抱き、未来を見据えた改革をスピード感を持って実行することを訴えて就任した。

欧米にロールモデルを求めることができなくなった時代には、多くの自治体が失敗を恐れず様々な挑戦的な取組を行い、成功モデルを生み出していく分権型社会が有効であり、首長の強いリーダーシップによるスピード感のある自治体経営が必要である。

そこで、私は、分権時代に相応しい自治体経営のあるべき姿を模索し、有識者を交えて議論を重ね、新しい形の総合計画を策定した。この新しい総合計画は、いくつかの点で挑戦的な特徴を持つ。

その一つが、市民に選ばれた市長がその責任において優先的に資源を投入し実施する「市政戦略編」と、行政が着実に実施する「分野別計画編」を分けたことである。とかく総花的になりがちな総合計画だが、市長のリーダーシップと責任において目指すまちづくりを前面に押し出すメリハリある計画とした。

総合計画の策定は、多くの自治体において有識者や市民代表による策定委員会などで審議されるのが通例だが、私は、市政戦略編については諮問の

対象外とした。市長の権限と責任において策定し、実施することを明確にしたのである。

その後、国の法改正により基本構想の義務付けがなくなったこともあり、小牧市では、基本構想を包含した「自治基本条例」を制定し、条例に基づく「まちづくり推進計画」を市の最上位計画とした。

まちづくり推進計画は、市政戦略編などの特徴に加え、4年毎の市長選挙を起点として8年計画を策定するローリング計画とした。これは、市長の責任を明確にし、マニフェスト選挙による市民の選択を市政に反映するためである。

施策の計画、実施、評価といった小さなPDCAサイクルと合わせて、市長選挙を起点として、市民の選択から4年間の評価といった、まちづくりの大きなPDCAサイクルを回すことを目指している。

なお、小牧市では、自治基本条例で市長と議会それぞれの権限と責任を明確にしているが、計画の策定は市長の権限であり、議会の議決を要しない。

権限と責任は表裏一体であるべきであり、二元代表制における首長と議会の役割分担を明確にすること、特に計画策定における首長の権限と責任を明確にし、首長がリーダーシップを発揮できる環境を整備することは、マニフェスト選挙による民主主義が機能・成熟するために不可欠なことだと考える。

↓詳しくはこちらから閲覧できます（市ホームページ）

- ・ [まちづくり推進計画](#)
- ・ [戦略会議](#)